

(別紙)

「タイから発送されるマンゴスチンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

1 意見・情報の募集の実施状況

実施期間：令和5年6月20日から令和5年7月19日まで

提出意見：2通（計2件）

2 御意見及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>非常に良いと思う。もっと国民の不安が解消されるように、どのようにして輸入先の安全を保っているか示すべきだと思う。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>濃密な病害虫防除や傷果の検査については、両国検疫当局間で合意の下、タイ側が作成したガイドラインに基づき実施されることになっていきます。また、本年3月に日本の専門家による現地確認調査を実施し、タイの生産園地や選果施設においてこれらの措置が適切に実施できる体制であることを確認しております。</p>
<p>改正に反対する。</p> <p>「濃密な病害虫防除が行われる生産園地において生産し、及び収穫し、かつ、傷のない生果実のみを選果できる選果施設において選果する措置」とあるが、濃密な病害虫駆除とはいかなるものかが不明、マンゴスチンの傷なしをどの程度まで厳格に検査できるのかが疑問である。現行タイ産マンゴスチンでも、割るといたんでいるものが多い中で、蒸熱処理をやめて、虫の侵入リスクが高くなると考えられ、安易な緩和はすべきでないとする。説明も不十分で、消費者に不利益を被らせかねない懸念する。</p>	<p>なお、本年6月に開催された学識経験者等で構成される植物防疫検討会においても、本基準案は技術的に妥当であることが確認されております。本検討会の資料及び議事概要はホームページに掲載しておりますのでご参照ください（植物防疫検討会：農林水産省 (maff.go.jp)）。</p>